



補遺:カナダ

人補助生殖及び関連研究に関する法制定 (2004年3月)

- 「すべての人がこれら技術の影響を受けるとはいえ、男性よりも女性の方が直接的かつ顕著にこれらの適用による影響を受け、これら技術の適用において**女性の健康及び幸福が保護されなければならない**」(§ 2)
- 「**人を創出する目的、補助生殖処置を向上させる又は教育する目的以外の目的での体外胚の作成**」を禁止(§ 5(1))
→実施者は、50万ドル以下の罰金刑又は10年以下の禁固刑、又はこれらの併科